

議会基本条例制定の『是と非』を学ぶ

参加議員…菅谷一夫・鈴木眞徳・齋藤永

鍵和田貴実代・利根川茂・中野博

平成25年11月7日(木)

阿賀町の概要

阿賀町は、新潟県の東部に位置し、新潟市から東へ磐越自動車道で35分、国道49号では60分で町の中心部に到達する距離にあり、町の東側は福島県境となっている。



町の中央を阿賀野川とその支流の常浪川が流れ、その沿岸の段丘を中心に開けた山間地域である。中心部は平坦で、周辺は急峻な山岳地帯に囲まれている。面積は95.2km²で、松田町の25倍程の広さがある。

平成の大合併によって議員数が減少したこと、審議の活性化と住民参加を目標に、新潟県内の町村で最初に議会基本条例を制定した。この条例制定のために、何ヶ所もの先進地視察で研修し、各委員会や全員協議会での検討、そして住民説明会を経て議決するまでに3ヶ年を要したことのことであった。

制定後の特記すべき活動は住民報告会である。120もの集落があるため、年2回（5月・10月）・30ヶ所程で開催し4年に1回は、全集落を巡れるよう

議会基本条例の制定

平成17年4月1日に東蒲原の4町村が合併し、人口1万3千人の町となつた。当時、56人の町となつた。

旧町村議員は、合併と同時に失職し22人（現在16人）となつたことから、住民からは「民意の反映が少なくなった」という声が寄せられた。

平成の大合併によって議員数

にしていく。また、より綿密に住民の声を聞くためのアンケートを行つてゐる。合併を機に議会への関心度は高くなつたとのことであった。

松田町12月定例会では、議会基本条例検討委員会（特別委員会）を設置し、条例制定の是非を検討することになつたので、非常に参考となる研修であつた。

記・齋藤永



……議会広報(193号)で使用した用語の解説……

地方交付税（3ページ） …自治体の財源不足を国が補てんするもので、所得税と酒税の32%・法人税34%・消費税29.5%・たばこ税25%を原資としている。
財政調整基金（3ページ） …自治体が財源に余裕がある年に積立て、不足する年に取り崩し年度間の財源不足に対応する基金。

教育施設整備基金（3ページ） …松田小学校校舎建て替えなど教育環境の整備をするための積立金。
臨時財政対策債（7ページ） …地方交付税の財源が不足した場合に、その補てんとして自治体が地方債（借金）を発行できる制度。地方債の償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置される。

小規模特認校制度（9ページ） …小規模の特性を生かした学校で、町内の全域から通学できる制度。

上記の用語は（ ）内の各ページで、アミ掛け表示しています！